



# 北海道開発局における公物管理業務 (河川・道路)の現状と近年の取り組み

国土交通省北海道開発局  
建設部建設行政課長 佐々木 斎

## 1 はじめに

河川や道路には、流水の占用や工作物・物件の敷地占用<sup>\*1</sup>、取水施設や沿道からの出入口の設置など、様々な申請があります。北海道開発局では、全道各地の河川事務所や道路事務所に申請窓口を設け、申請者の方々と協議や現地確認を重ねながら、許認可を行っています。また、札幌開発建設部においては、特殊車両に係る通行許可<sup>\*2</sup>を一元的に行っています。これらが公物管理の主な業務ですが、この他に、道路損傷行為や損害賠償請求に係る対応も行っています。

今回は、地域の皆様と密接に関わりのある公物管理業務の現状や当部門の近年の取り組みなどを紹介します。

## 2 占用許可等件数

流水占用及び敷地占用許可件数は令和元年度約5,000件、道路占用許可件数は同年度約7,800件となっています。特殊車両通行許可件数は同年度約19,200件となっており、許可件数は毎年増加しています。公物管理部門の職員は、毎年、約3万件を超える許認可に係る事務を行うとともに、数億円規模の占用料などの債権を発生させる事務を行っております。

なお、自動車がガードレール等に衝突するなどして道路附属物が損傷する事故は、令和元年度約1,800件となっており、特に冬季における現地確認や損傷行為者対応が多くなっているところです。

## 3 損害賠償請求対応

全国的に、損害賠償事案（管理瑕疵）に係る示談交渉の場において、請求者の代理人として弁護士が対応してくるケースが増加しているようです。当局においても、弁護士と交渉を行う事案が増えつつあります。

私どもとしては、請求者との示談交渉は非常に難易度の高い業務との認識の下、新体制が始動する年度早々に、事務手続きの確認や事例研究などを行い、担当職員の知識向上を図っていますが、ご理解がなかな

### \*1 占用許可

河川や道路は公共の利益を目的に税金を原資につくられた文字通り「公物」です。その一部を民間企業等が使用する場合には「占用」の申請と許可という手続きが必要になります。

### \*2 特殊車両通行許可

特殊車両と呼ばれる大きなトレーラー等は、その重量による道路本体への負担が道路の耐用年数にも大きく影響するため、事前に走行ルートと車両重量等の申請と許可という手続きが必要になります。

か得られない事案については、法務局の予防司法支援照会や法律の専門家の意見を伺い、対応しているところ です。

## 4 情勢変化に伴う新たな対応

### (1) 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

新型コロナウイルス感染症対策として感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能とすることが求められており、沿道の飲食店等が「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応し、テイクアウト販売やテラスでの飲食提供等を行うことを可能とするため、暫定的な営業形態として仮設の施設を路上に設置することができるよう許可基準（無余地性）を緩和する措置を行っています。

占用可能な期間については、当初令和2年11月30日までとしていましたが、現下の情勢を踏まえ、令和3年3月31日まで延長しています。



### (2) 特殊車両の新たな通行制度の創設

特殊車両の通行許可に係る申請件数は年々増加しており、常に許可・審査の迅速化が求められています。一方で、道路の保全や道路構造物の長寿命化が課題となっていることから、法令に定める限度を超過する車両に対してより一層、取締りを強化していく必要があります。

このような状況の下、令和2年5月に新たな通行制度が創設（施行は2年以内）されました。これまでの通行制度は法令に定める寸法や重量を超える車両について、「事前審査→許可」という流れにより運用してきましたが、新たな通行制度では、一定の基準を満たす車両の登録を事前に行い、通行する際に出発地・目的地や積載貨物を含めた車両重量をウェブ上で入力することによって、通行可能な経路を検索し即時に通行することが可能となります。

コロナ禍の時代において物流需要の増大に対応することが求められている今、手続きの簡素・合理化は、災害等非常時における迅速な物流確保という観点からも、推し進めていく必要があります。

## 5 新たな研修対応

### (1) JICA研修

建設行政課では、平成28年度からJICA課題別研修「道路維持管理コース」において、「道路占用制度、特殊車両通行許可制度」の講義を担当しています。研修生は中央アジア（ロシア語圏）各国の建設・運輸関係において中心的な役割を担っている職員であり、特に過積載車両による道路の老朽化や特殊車両通行許可違反者への対応といった世界共通の課題への関心が高く、日本の車両制限令を始めとした特殊車両関係法令について関心を持っており、熱心な情報交換が行われています。



## (2) 短期職場体験実習（インターンシップ）

また、平成28年から、毎年、札幌市内の大学生をインターンシップ実習生として迎え入れ、座学のみならず、ダム管理をはじめとした治水・利水の役割のほか、河川水がどのように日常生活に繋がっているかなどを実際に管理を行っている現場を見学することにより、道民の皆様の下支えとなっている仕事であることを実感してもらっています。

平成30年のインターンシップ実習生が、本年度入局し道東の開発建設部において勤務していますので、当該職員の言葉を紹介します。今後とも、公物管理業務に興味を持った生徒さんの迎え入れを継続していきたいと考えています。



豊平峡ダム観光放流を見学

### 【釧路開発建設部用地課 殿守未来 令和2年度採用】

『大学3年生の時に、インターンシップに参加し、多角的でありながらも道民の生活にも密着している仕事に魅力を感じ、入局を決めました。現在は、用地課で事業に必要となる土地を取得・使用するための業務を行っています。インターンシップでは本局建設行政

課で、主に公物管理業務について学びました。特に印象に残っていることは、普段何気なく生活する中で見えていた風景は、まさに人の命と財産を守るために欠かせないものばかりで、正常に稼働していることが当たり前だと思っていたものは、沢山の方々の力によって成り立っていたということです。入局から約10カ月経ち、事業の始まりとなる用地業務を経験し、事業を一からつくり上げていくために関わる人の多さに圧倒されるとともに、完成した河川・道路等を安心安全に利用し続けられるよう維持管理に携わっている方々により、地域の方々の生活が守られていることを実感しています。まだまだ知識不足を痛感する毎日ですが、常に学び続ける姿勢を忘れずに業務に取り組み、いずれ勤務していく中で公物管理業務に携わることになった際には、安心安全を守る必要不可欠な仕事として、責任を持って業務に取り組みたいと思っています』

## 6 事業実施部門との連携

許認可等の公物管理業務については、技術的観点からの意見・判断が重要であり、事業実施部門との連携の下、業務を推し進めています。各部門からの言葉を紹介します。

### (1) 河川部門

河川管理は除草、修繕等の工事に加え、水利権や占用調整、利水ダムなどの対外対応を必要とする分野があります。このような場合には法的根拠が不可欠で、その判断の後ろ盾となっているのが建設行政課です。

私は2回目の河川管理課勤務ですが、他の局内河川2課よりも建設行政課との一体感は強いと感じています。今年度は利水ダムの事前放流が始まりましたが、その法的根拠であるダム操作規程の変更は建設行政課が担っています。また、占用案件や管理瑕疵など、困ったときには建設行政課の知識と資料、そして全国ネットワークに助けられています。河川管理課と建設行政課は、まさに河川管理の両輪と言えるでしょう。

河川管理の課題も時代とともに多様化、複雑化してきておりますが、引き続きタッグを組んで対応していきたいと思っております。（本局建設部河川管理課長 宮藤秀之）

## (2) 道路部門

道路事業は、道路の区域決定～供用開始、占用や附属物の損傷、特殊車両の通行に関する業務など、公物管理業務とは切っても切れない関係にあります。中でも国家賠償請求案件は、道路の維持管理と直結した問題です。

平成29年度、春先の路面の穴ぼこによる国家賠償案件が多発し、報道でも取り上げられるなど大きな問題となりました。国家賠償案件の対応は、相手方が道路管理者に対して良い感情をもっていないケースも多い中、相手を思いやりながら、かつ冷静で公平な対応が求められ、非常に神経をすり減らす業務であることは想像に難くないことです。私自身も、様々な場面で担当の方々のご苦勞を目の当たりにし、本当に頭が下がる思いでいっぱいです。

これからも公物管理部門と連携し、道路の維持管理を適切に行い、国家賠償案件の未然防止と課題解決に努めていきたいと思っております。（本局建設部道路維持課道路防災対策官 林華奈子）

## 7 おわりに

河川法と道路法の第1条（目的）には、「公共の福祉」という文言が掲げられています。公共の福祉とは、「社会全体に共通する幸福・利益」と解されているようです。

「公共の福祉」という文言が掲げられている法律に携わっている公物管理職員は、占用許可等を通じて地域の皆様の生活や経済活動に寄与させていただくことにより、そこに住み続けられる環境をつくり出すという役割をも担っているという自覚を持ち、日々の業務に取り組んでいく必要があるのではないかと考えてい

ます。

おわりに、地域の皆様の暮らしや人との繋がりに重きを置き、意欲的に公物管理業務と向き合っている若手職員の言葉を紹介して本稿を閉じたいと思っております。

【留萌開発建設部公物管理課 谷内佑紀枝 平成30年度採用】

『大学進学で北海道を離れ地元の魅力を再確認し、「北海道の人たちの当たり前の暮らしを守りたい」という想いからUターンを決め、開発局へ就職しました。その中でも、道路・河川・農業・港湾等の広い部門で、人・生活・環境を結び・守る管理業務は、事務官のわたしが「北海道のため」に働ける仕事のひとつではないか…と思うようになりました。

そんな期待を抱いていた入局3年目、晴れて「公物管理課」へ異動したものの数日、その期待は焦りと不安に変わり、何が分からないのかも分からず、不在の上司を訪ねてきた技官の方に、「わたしでも良ければ伺います」とすら言えなかったことが凄く悔しかったのを覚えています。

この仕事に携わって1年弱、最初は真っ暗だった道も、今では少しだけ霞んで見えるようになりました。管理の仕事は、何か一つ知れば必ず何かとつながり、点が線になります。そんな当たり前のことが、今のわたしにとって、前を向いて仕事に取り組める原動力です。

わたしが橋や道路を直したり、災害から誰かを救ったりなど、直接何かできるわけではありませんが、技官や外部の方の事業をサポートさせてもらいながら、当たり前の暮らしを守っていると感じられるこの管理業務は、自分らしく、かつ、自分のことを好きでいさせてくれる仕事だと感じています。

機械化が進むこのご時世ですが、結局「人の暮らし」に最も影響を与えられるのは、無限のアプローチを持つ「人」であり、そう思わせてくれるこの仕事に、これからも深く長く携わっていきたいです。】